

#### 4 事業費及び国庫負担額分類表

事業主体別	区分	工事費	事務費	事業費	国庫負担額	負担率	市町村数
都道府県	一般分	99,392,927	2,251,332	101,644,259	65,886,123	0.673	-
	離島分	1,132,273	35,033	1,167,306	892,447	0.800	-
	激甚災分	0	0	0	0	-	-
	計	100,525,200	2,286,365	102,811,565	66,778,570	0.674	-
市町村	一般分	19,863,995	871,028	20,735,023	13,199,897	0.674	405
	離島分	897,777	40,338	938,115	708,405	0.801	21
	激甚災分	6,296,927	231,339	6,528,266	5,493,183	0.886	15
	計	27,058,699	1,142,705	28,201,404	19,401,486	0.728	441 (428)
管理組合	一般分	86,739	3,901	90,640	60,352	0.705	-
	離島分	0	0	0	0	-	-
	激甚災分	0	0	0	0	-	-
	計	86,739	3,901	90,640	60,352	0.705	-
一部事務組合	一般分	0	0	0	0	-	-
	離島分	0	0	0	0	-	-
	激甚災分	0	0	0	0	-	-
	計	0	0	0	0	-	-
合計	一般分	119,343,661	3,126,261	122,469,922	79,146,372	0.673	405
	離島分	2,030,050	75,371	2,105,421	1,600,852	0.800	21
	激甚災分	6,296,927	231,339	6,528,266	5,493,183	0.886	15
	計	127,670,638	3,432,971	131,103,609	86,240,408	0.686	441 (428)

- (注) 1 激甚災分とは、激甚災害特別財政援助額による嵩上対象事業をいう。すなわち、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」により、激甚災害となった災害のうち、特別財政援助の交付対象となった事業をいう。
- 2 離島分とは、「離島振興法」、「奄美群島振興開発特別措置法」及び「小笠原諸島振興開発特別措置法」の適用を受ける地域の事業をいう。
- 3 市町村数の計の( )書きは一般分、離島分及び激甚災分の重複を除いたものである。